

行田市パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き

行 田 市

目次

- 1 パートナーシップ宣誓をお考えの方へ・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 2 宣誓を行うことができる方・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 3 宣誓から宣誓書受領証交付までの流れ・・・・・・・・ P 3
- 4 宣誓時に必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4～5
- 5 宣誓後について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
- 6 Q&A・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7～9
- 参考 行田市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱・・・ P 10～12

1 パートナーシップ宣誓をお考えの方へ

本市では、一人ひとりの多様性を認め合い、共に生きる社会の実現を目指しており、この理念に基づき、令和3年（2021年）4月から、性の多様性を尊重するパートナーシップ宣誓制度を開始します。

この制度は、法律上の効果が生じるものではありませんが、パートナーシップの関係にあるお二人の宣誓を市が尊重し、パートナーシップ宣誓書受領証を交付するものです。

この制度の導入により、市民の誰もが性の多様性を認め合い、自分らしく生き生きと暮らせるまちとなることを期待しております。

2 宣誓を行うことができる方

パートナーシップ宣誓制度を利用できる方は、以下の項目すべてに該当する方です。

（1）成年であること

満20歳以上の方（民法第4条の規定）

※民法の改正により、2022年4月1日以降は「満18歳」となる予定です。

（2）行田市民であること、または市内に転入を予定していること

転入予定の場合は、市内に転入（宣誓から概ね3か月以内）することを証明する書類をご提出ください。パートナーシップ宣誓時に、転入予定日及び転入予定住所をご記入いただきます。また、転入後は速やかに住民票をご提出ください。

（3）結婚していないこと（配偶者がいないこと）

独身証明書、その他これに類する書類で確認します。

（4）宣誓者以外の方とパートナーシップの関係がないこと

宣誓者以外の方とパートナーシップや事実婚の関係にある方は、宣誓できません。

（5）宣誓者同士が、民法に規定されている婚姻できない間柄でないこと （民法第734条または第735条に該当しないこと）

近親者（直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族）の関係にある方は、宣誓できません。

3 宣誓から宣誓書受領証交付までの流れ

(1) お二人が宣誓できる要件に該当するかご確認ください。

- ・ 宣誓予約をする前に必ずご確認ください。

(2) 宣誓日時を電話でご予約ください。

- ・ 宣誓可能な日時は、年末年始（12月29日～1月3日）を除く平日の9時から16時30分までです。
- ・ 宣誓希望日の5日前までに予約してください。
- ・ 宣誓日時は、ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。
- ・ 個室での対応が可能です。ご希望の場合は予約時にお申し出ください。
- ・ 郵送等での宣誓書の受付はできません。

【予約連絡先】 人権推進課

TEL 048-556-1111（内線221）

予約受付時間 平日8:30～17:15

(3) 宣誓日当日までに必要書類を準備してください。

- ・ 宣誓に必要な書類の取得に要する費用は、自己負担となります。

(4) 予約した日時に、お二人そろって指定の場所へお越しください。

- ・ 必要書類をご提出ください。
- ・ 必要書類と誓約書による要件確認及び本人確認を行います。
- ・ 書類に不備や不足がある場合は、宣誓を延期する場合があります。
- ・ 市職員の前で、パートナーシップ宣誓書に自署していただきます。
- ・ 性別違和等の理由がある場合は、通称名を使用して宣誓することも可能です。
- ・ 予約時のお申し出により、第三者の立合いも可能です。

(5) パートナーシップ宣誓書受領証の交付

- ・ ご提出いただいた書類一式を確認の上、要件を満たしている場合、行田市パートナーシップ宣誓書受領証（様式第3号）を交付します。（約1週間後）
- ・ 通称名で宣誓した場合、宣誓書受領証の裏面に戸籍上の氏名を記載します。

4 宣誓時に必要な書類

パートナーシップの宣誓をするには、以下の書類が必要です。

(1) 行田市パートナーシップ宣誓書（様式第1号）

- ※ 人権推進課の窓口で準備しています。
- ※ 宣誓書は、宣誓日に、市職員の前でご記入いただきます。

(2) 誓約書（様式第2号）

・宣誓を行うお二人が、この制度の対象者であることを誓約していただく書類で、お二人で一通必要です。宣誓の際に、ご記入いただくこともできます。

(3) 住民票

- ・3か月以内に発行された住民票を、お一人一通ずつお持ちください。
- ・宣誓されるお二人が同一世帯の場合は、二人分の情報が記載されたものを一通お持ちください。
- ・転入予定の場合は、転入予定であることを確認できるもの（アパート賃貸借契約書等）の写しをお持ちください。
- ・転入予定の方は、転入後、速やかに行田市パートナーシップ宣誓事項変更届（様式第5号）に住民票を添えて提出してください。
 - ※ 住民票の交付手数料は、自己負担となります。
 - ※ 住民票に個人番号・世帯主との続柄・本籍地の記載は不要です。

(4) 独身であることを証明する書類（独身証明書・戸籍抄本等）

- ・3か月以内に発行された独身証明書等を、お一人一通ずつお持ちください。
 - ※ 独身証明書や戸籍抄本は、本籍地の市町村で取得できます。
 - ※ 外国籍の方の場合は、配偶者がいないことを確認できる書類（大使館等公的機関が発行するもの）に日本語の翻訳を添えて提出してください。
 - ※ 独身証明書等の交付手数料は、自己負担となります。

(5) 通称名が分かるもの

- ・通称名を使用する場合は、その通称名を日常的に使用していることが分かるもの（社員証等）の写しをお持ちください。
 - ※ 性別違和等の理由がある場合に限り、通称名を使用することができます。
 - ※ 通称名を使用する場合は、宣誓書受領証の裏面に戸籍上の氏名を記載しま

す。

(6) 本人確認ができる書類

- ・宣誓されるお二人の本人確認をさせていただきます。
- ・運転免許証、個人番号カード、旅券、官公署が発行した免許証など、本人の顔写真が貼付されたものをご持参ください。

【本人確認ができる書類の例】

1点の提示で足りるもの (A)	2点以上の提示が必要なもの (B)
<ul style="list-style-type: none">・運転免許証・パスポート (旅券)・マイナンバーカード (個人番号カード)・住民基本台帳カード (顔写真付)・在留カード・特別永住者証明書・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・官公署発行の免許証等 (顔写真付)	<p>※ 左記 (A) が提示できないときは、以下のものを2点以上組み合わせて、確認させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none">・健康保険の被保険者証 (国民健康保険、健康保険、介護保険等)・年金手帳 (国民年金、厚生年金等)・年金証書 (国民年金、厚生年金等)・住民基本台帳カード (顔写真なし)・生活保護受給者証・民間企業の社員証・預金通帳

※ 有効期限があるものは、有効期限内のものに限ります。

※ 上記のものは一例です。このほか、必要に応じて、例示されていない書類を提示していただく場合があります。

5 宣誓後について

(1) 行田市パートナーシップ宣誓書受領証（様式第3号）の交付

パートナーシップの宣誓をされたことを証明する、宣誓書受領証（カードサイズ）をお二人にそれぞれ交付します。併せて宣誓書の写しを交付します。

(2) パートナーシップ宣誓書受領証の再交付

紛失または毀損（破損や汚損等）により再交付をご希望の方は、5日前までに人権推進課まで電話連絡をお願いします。なお、パートナーシップ宣誓書受領証を返還した場合は、再交付することはできません。

- ・行田市パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書（様式第4号）を提出してください。
- ・紛失の場合は、警察署に遺失届を提出したことが分るものの写しを提出してください。
- ・毀損の場合は、パートナーシップ宣誓書受領証を提出してください。

(3) パートナーシップ宣誓書の記載事項の変更

住所が変わった等宣誓書の記載内容に変更があった場合は、変更内容が分かる書類と併せて行田市パートナーシップ宣誓事項変更届（様式第5号）を提出してください。

- ・通称名を新たに使用するなど、宣誓書受領証の記載内容が変更となる場合は、宣誓書受領証も併せて提出してください。

(4) パートナーシップ宣誓書受領証の返還

次のいずれかに該当する場合には、行田市パートナーシップ宣誓書受領証返還届（様式第6号）と併せて宣誓書受領証及び宣誓書の写しを返還してください。

- ・パートナーシップを解消した場合
- ・一方または双方が市外に転居した場合
- ・一方がお亡くなりになった場合
- ・一方または双方が、他の者と婚姻、事実婚、パートナーシップの関係を有することになった場合
- ・宣誓を行ったお二人が、婚姻した場合
- ・宣誓内容に虚偽があったことが判明した場合

6 Q&A

Q1 行田市パートナーシップ宣誓制度は、婚姻とどう違うのですか？

A1 婚姻は民法に基づく制度であり、権利、義務を伴うものです。一方、行田市パートナーシップ宣誓制度は、市の内部規定である「行田市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に基づく制度で、婚姻と異なり法的な効力は生じません。また、宣誓により戸籍や住民票の記載が変わるものではありません。

Q2 転入後はどのような手続きが必要ですか？

A2 転入後、行田市パートナーシップ宣誓事項変更届に住民票の写しを添付し、人権推進課に提出してください。

Q3 郵送で、パートナーシップの宣誓はできますか？

A3 市職員の前でご署名していただく必要がありますので、郵送ではパートナーシップの宣誓はできません。

Q4 パートナーシップの宣誓に、費用はかかりますか？

A4 宣誓や宣誓書受領証の交付には、費用はかかりません。ただし、宣誓時に提出していただく住民票等の必要書類の取得に要する費用は、自己負担となりますので、その部分の費用は必要となります。

Q5 パートナーシップ宣誓書受領証は、即日交付されますか？

A5 必要事項の確認や宣誓書受領証の作成に時間を要しますので、即日交付はできません。約1週間後に郵送または窓口での交付となります。

Q6 通称名で宣誓することはできますか？

A6 性別違和等により日常的に通称名を使用している方は、通称名で宣誓することができます。通称名で宣誓する場合は、通称名を日常的に使用していることが分かるもの（社員証等）の写しを宣誓日当日にお持ちください。交付する宣誓書受領証は、表面に通称名、裏面に戸籍上の氏名が記載されたものになります。

Q7 養子縁組をしていますが、宣誓できますか？

A7 パートナーシップとの関係の重複を避けるため、宣誓者同士が養子と養親の関係にある場合には、宣誓はできません。養子縁組を解消した場合は、宣誓することができます。

Q8 パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか？

A8 婚姻に類似した関係を構築する方法としては、公証役場で遺言状や任意後見契約、合意契約等を結ぶための公正証書を作成するという方法があります。

Q9 同居をしていないと宣誓できませんか？

A9 行田市民または行田市に転入予定の「互いを人生のパートナーとして生活することを約束した二人」であれば、同居していなくても宣誓することができます。

Q10 宣誓は同性カップルしかできないのですか？

A10 性のあり方はさまざまであることを考慮し、戸籍上の同性カップルに限らず、事実婚を含む異性間のカップルであっても宣誓することができます。

Q11 宣誓は、一人でもできますか？

A11 本人確認と、お二人の意思を確認の上、パートナーシップ宣誓書に署名をいただきますので、お二人でお越してください。

Q12 外国籍ですが、宣誓できますか？

A12 外国籍の方でも、行田市民または行田市に転入を予定している方であれば、宣誓することができます。外国籍の方は、宣誓に必要な書類として、本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書（3か月以内に発行されたもの）など、独身であることを確認できる書類に、日本語訳を添えてご提出ください。

Q13 プライバシーは守られますか？

A13 宣誓の際は、プライバシー保護のため個室で対応します。ご提出いただいた書類や記載されている内容等の個人情報については、外部に情報を提供することはありません。

Q14 パートナーシップ宣誓書受領証は、再交付できますか？

A14 宣誓書受領証を紛失または毀損した場合は、再交付申請書をご提出していただき、再交付を受けることができます。

Q15 市外に転出した場合、どうすればよいのですか？

A15 市外に転出した場合は、返還届出書をご提出していただき、交付された宣誓書受領証と宣誓書の写しを返還してください。

Q16 パートナーシップを解消した場合には、どうすればよいのですか？

A16 パートナーシップを解消した場合には、返還届出書をご提出していただき、
交付された宣誓書受領証と宣誓書の写しを返還してください。

参考

行田市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一人ひとりの多様性を認め合い、共に生きる社会の実現を目指すため、パートナーシップにある2人がその自由な意思により行うパートナーシップの宣誓の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、相互の協力により継続的な共同生活を行うことを約した2人の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある2人が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年であること。
- (2) 市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。
- (3) 配偶者がいないこと。
- (4) 宣誓をしようとする相手以外の者とのパートナーシップがないこと。
- (5) 民法第734条又は第735条の規定により婚姻することができない者でないこと。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、揃って市職員の面前において、行田市パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次の各号に掲げる書類（宣誓をする日前3月以内に発行されたものに限る。）を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 住民票の写し（市内への転入を予定している場合は、その事実が確認できる書類）
- (3) 戸籍抄本、独身証明書その他の婚姻をしていないことが確認できる書類
- (4) 前3号で掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、宣誓をしようとする者は、自ら宣誓書に記入することができないときは、当該宣誓をしようとする者及び市職員の立会いの下で、当該宣誓をしようとする者以外の者にこれを代筆させることができる。

3 第1項の場合において、宣誓をしようとする者は、宣誓書に記載する氏名に通称（氏名以外の呼称であって、社会生活上通用しているものをいう。）を併記することができる。

- 4 宣誓をしようとする者は、宣誓する日時等について事前に市と調整するものとする。
- 5 宣誓は、市長が指定する場所において行うものとする。
- 6 市長は、第1項の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかを提示させるものとする。
 - (1) 個人番号カード
 - (2) 旅券
 - (3) 運転免許証
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類
(受領証の交付)

第5条 市長は、前条第1項の規定により宣誓がされた場合において、当該宣誓をした者が第3条各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓をした者に対し、行田市パートナーシップ宣誓書受領証（様式第3号。以下「受領証」という。）に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。
(受領証の再交付)

第6条 前条の規定により受領証の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、紛失、毀損等の事情により受領証の再交付を希望するときは、市長に対し、行田市パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書（様式第4号。以下「再交付申請書」という。）を提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、第4条第1項の規定により提出された宣誓書が保存されている場合に限り、受領証を再交付するものとする。
(届出事項の変更)

第7条 宣誓者は、宣誓書に記載した事項に変更があったとき（次条第1項各号に規定する場合を除く。）は、行田市パートナーシップ宣誓事項変更届（様式第5号）に必要な書類を添えて市長に届け出るものとする。
(受領証の返還)

第8条 宣誓者は、次のいずれかに該当するときは、行田市パートナーシップ宣誓書受領証返還届（様式第6号）に受領証を添えて、市長に返還するものとする。

- (1) 宣誓者双方の意思によりパートナーシップが解消された場合（特別な事情により双方の意思によることができないと市長が認める場合を含む。）
 - (2) 宣誓者の一方が死亡した場合
 - (3) 第3条各号に該当しなくなった場合
- 2 市長は、宣誓者が虚偽その他の不正の手段により宣誓をしたときは、当該宣誓者の受領証を無効とし、返還させるものとする。

(対象者に対する配慮)

第9条 市長は、宣誓をしようとする者のプライバシーに十分配慮しなければならない。

(周知啓発)

第10条 市長は、多様な性に対する市民、事業者等の理解を深め、パートナーシップの宣誓に関する施策の推進について協力が得られるよう、必要な周知啓発に努めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

【問合わせ先】

行田市総務部人権推進課

〒361-8601 埼玉県行田市本丸2番5号

TEL 048-556-1111 (内線221)